

議員提出議案第 9 号

琴浦町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び琴浦町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

令和 8 年 9 月 1 8 日 提 出

提出者	琴浦町議会議員	小 椋 正 和
	同	田 中 肇
	同	大 平 高 志
	同	谷 田 順 子
	同	小 椋 憲 浩
	同	米 田 靖 生

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

令和 8 年琴浦町条例第 号

琴浦町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年琴浦町条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用及び提供の制限) 第12条 略 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (1)及び(2) 略 (3) 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公営企業管理者、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、<u>法第2条第9項</u>に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、か	(利用及び提供の制限) 第12条 略 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (1)及び(2) 略 (3) 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公営企業管理者、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、<u>法第2条第8項</u>に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、か

つ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 (4) 略 3～5 略	つ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 (4) 略 3～5 略
---	---

附 則

この条例は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和8年法律第56号)第1条の規定の施行の日から施行する。